

獣医師確保 PR 動画作成、獣医師採用特設ホームページ制作
および SNS 配信業務委託仕様書

1 事業（業務）の目的

獣医系大学生や既卒獣医師に対し、本県の家畜保健衛生所獣医師及び産業動物臨床獣医師の業務内容や沖縄の魅力を紹介する PR 動画を作成し、YouTube や Instagram などの SNS を通じて、本県で勤務することの魅力を発信する。あわせて獣医師採用特設ホームページを制作し、獣医師確保の一助とすることを目的とする。

2 事業名

令和 8 年度産業動物獣医師確保対策事業

3 PR 動画、SNS 用配信動画、特設ホームページ制作委託期間

契約締結の日から令和 8 年 9 月 25 日（金）まで。

4 SNS 広告委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで。

5 獣医師確保のための業務委託の内容

以下の要領に沿って、PR 動画作成、SNS 配信、ホームページ制作を行うこと。

（1）PR 動画作成

ア PR 対象者

獣医系大学生および既卒獣医師

イ 構成

獣医師確保 PR 動画の内容

A 沖縄県家畜診療所(NOSAI)に勤務する獣医師の仕事 PR

B 家畜保健衛生所に勤務する獣医師の仕事 PR

C 沖縄生活の良さを PR

※A ～ C の内容を満たす

ウ 映像時間と作成本数

1 本当たり 3 分以内で、2 本の作成を基本とし、本県の家畜保健衛生所獣医師及び産業動物臨床獣医師の確保に向けて、構成・演出・編集を最適化した動画を作成すること。必要に応じて委託者と協議すること。

また、各動画を1本にまとめたものを納品すること。

エ 映像の作成段階で、必要に応じて、映像の試写を行うこと。試写後、修正が必要な箇所を委託者と確認し、映像を修正すること。

オ 業務実施要領

- ①取材・撮影は受託業者が行うこと。
- ②動画校正、編集前の打ち合わせを含め、確認事項や不明点がある場合は必ず委託者と協議を行うこと。

(2) SNS (YouTube、Instagram 等) 用配信動画の作成および広告

ア 「沖縄県獣医師募集」等のロゴ表示後、効果的なPRができる映像
(動物や観光PRなど)

イ パーソナルコンピュータおよびスマートフォン等で効率的に再生できる形態で制作すること。

ウ 映像時間 15秒程度3本以上

エ 映像の作成段階で、必要に応じて、映像の試写を行うこと。試写後、修正が必要な箇所を委託者と確認し、映像を修正すること。

オ 広告について。

- ①配信地域：全国
- ②配信対象者：PRが有効と思われるターゲット
- ③配信方法：配信動画をクリックすることで、県庁HPやYouTubeのURL
(獣医師確保PR動画)に繋がる方法
- ④配信手段：PRが有効と思われるSNS(例：Instagram、YouTube等)

カ SNSの運用に当たっては、委託者が管理するアカウントを使用することを原則とする。

キ SNSへ配信を行う場合は、原則として事前に委託者へ内容、投稿予定日、配信期間、配信対象、広告媒体費、その他必要な事項を報告し、委託者の確認を受けた上で実施すること。

(3) 特設ホームページの制作・運用

ア ホームページの制作

①基本方針

沖縄県が定める「沖縄県ホームページ作成ガイドライン」に準拠して制作すること。

②5(1)、5(2)で作成したPR動画等を用いること。

③パーソナルコンピュータ、スマートフォン等の端末において、閲覧および操作に支障がないよう最適化すること。

④サイトの仕様

- a. ドメインは県が取得した「<https://www.pref.okinawa.lg.jp>」のサブドメインを利用すること。具体的なサブドメイン名は、委託者と協議の上決定すること。
- b. Web サーバの確保、設定および運用保守は受託者側で実施すること。Web サーバは第三者のレンタルサーバを利用することも可能とする。
- c. サーバー、SSL 証明書、有料オプションその他継続的な費用が発生するサービスを利用する場合は、本サイトの規模、アクセス見込み、必要なセキュリティ水準及び運用期間を踏まえ、過度に高額又は過剰な構成とならないよう留意するとともに、サービス内容、費用及び利用目的を明示の上、事前に委託者と協議し、その承認を得るものとする。
- d. 受託者は、委託者が当該 Web サイトの運用、保守、更新、改修又は移管を実施する場合に支障が生じないように、必要なデータ、サーバー管理情報、設定情報、契約情報、管理者権限、アカウント及び権限の管理状況、バックアップ方法、更新手順その他必要な資料を整理し、委託者が求める時期及び契約終了までに委託者へ提出するものとする。
- e. 公開するコンテンツ（動画、テキスト、画像など）は、委託者と協議の上、受託者が責任をもって準備・掲載すること。

イ ホームページの運用・保守

①コンテンツの更新

必要に応じて、委託者からの指示に基づき、ホームページ上のコンテンツ（動画、テキスト、画像など）の更新を行うこと。

②サーバの安定稼働

Web サーバが常に安定して稼働するよう、適切な監視と保守を行うこと。

- ③セキュリティ対策を適切に継続すること。
- ④ホームページ更新に関する、詳しい知識を持たない職員であっても、情報を更新できるように CMS を採用すること。
- ⑤作業手順等を記載したマニュアルを作成すること。

6 資料の収集

委託業務に必要な資料、映像等をできる限り、受託者で収集すること。

7 動画配信を行う事を前提として、出演者・協力者等の肖像権、音楽等の著作権に係る調整を行うこと。

8 制作スケジュール

8 月中旬～8 月中・下旬	打ち合わせ
8 月下旬～9 月下旬	調整・作成
9 月下旬	完成・納品

9 成果品等及び納入場所

- (1) 事業実施報告書 1 部
- (2) web 掲載、一般的なパーソナルコンピュータでの再生に対応した掲載用動画データを MP4 形式で納品すること。
- (3) PR 動画及び SNS 配信用動画を収めた DVD-ROM 等（コピープロテクトなし）10 部
- (4) 納入場所は沖縄県畜産課（那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号）とする。

10 権利等

本業務による成果物の取り扱い

- (1) 本業務の履行に係る成果物（映像、ホームページ、印刷物等）の所有権はすべて委託者に帰属する。
- (2) 成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規定する権利）を当該成果物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(3) 著作権・知的財産権の使用

本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を利用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を行うものとする。ただし、委託者がその方法を指定した場合はその限りではない。

11 その他

- (1) 作業の実施にあたっては、委託契約者と十分に協議の上、行うこと。
- (2) 委託者との円滑・迅速な業務遂行を行える体制を取る。
- (3) 成果品の内容が不適切と認められる場合、再提出を求めることができる
- (4) 業務の遂行について、委託者の求めにより、随時報告を行うこと。
- (5) コンプライアンス、プライバシー保護、情報セキュリティの取組みを徹底すること。また、本業務の遂行上、知り得た秘密（個人情報を含む）を他に漏らしてはならない。
- (6) 本業務の遂行において、受託者が第三者へ損害を与えた場合、その損害が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合は、受託者の責任において、その損害を賠償すること。
- (7) その他、本仕様書に記載されていない事項または不測の事態への対応については、沖縄県畜産課と協議の上、決定すること。